

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、要綱第2条第1号に規定するIT・コンテンツのうちアニメーションに該当するものについて、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金（第5条において「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助対象事業者は、主たる事業として別表に掲げるアニメーションの制作に関する業務を行う会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社又は合同会社（第5条において「アニメーション制作企業」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費等は、要綱第5条及び要綱別表の規定を適用する。ただし、適用期間は4年間とし、限度額は4年間における限度額とする。

(審査)

第4条 知事は、要綱第6条第1項に規定する企業指定申請書を受理した場合は、企業の指定に際し、知事が別に定める高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金審査要領に基づく審査を実施するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、アニメーション制作企業に対する補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月4日から施行する。